

ID: 232

担当部署: 建設水道課

| | | | |
|--|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 過料 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町工業用水道事業給水条例 第28条 | | |
| 例規番号 | 平成3年条例第8号 | | |
| 【基準】 第28条の規定による。 (過料) 第28条 町長は、詐欺その他不正の行為によって料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |